

よくあるお問い合わせ

松戸市ケアプランデータ連携システムライセンス料補助金

よくあるお問い合わせ

Q1 どのような事業なのか。

A1 ケアプランデータ連携システムとは、令和5年4月に厚生労働省が構築したシステムのことです。これまで居宅介護支援事業者と介護サービス事業者間でFAXや郵送で行っていたケアプラン等のやりとりをデータで行うことにより、人件費の削減や転記ミスの解消が見込まれ、コスト削減や業務効率化につなげるものです。本事業は、ケアプランデータ連携システムの年間ライセンス料（21,000円）全額補助し、市内介護事業所でのシステム導入促進を図るものです。

Q2 いつからいつまでの経費が対象になるのか。

A2 令和6年4月1日以降に利用開始(更新)したものが対象となります。ただし、申請期限は令和7年2月14日必着（令和7年2月14日までに申し込みが完了しているものに限る）となりますのでご注意ください。

Q3 更新の場合も対象になるのか。

A3 令和6年度利用分であれば対象になります。

※利用更新はライセンスの残存日数が60日以下になると、お手続きが可能となります。なお、更新の手順についてはA7の利用更新マニュアルをご参照ください。

例1) ①事前申請 令和6年2月1日
②利用更新 令和6年4月1日⇒令和6年度のため、対象となります。

例2) ①事前申請 令和6年1月31日
②利用更新 令和6年3月31日⇒令和5年度のため、対象外となります。

例3) ①事前申請 令和7年1月31日
②利用更新 令和7年3月31日⇒令和6年度のため、対象となります。

Q4 市内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すれば良いか。

A4 事業所番号（1ライセンス）ごとに申請が必要になります。一つの法人で複数ライセンス導入する場合は複数の申請が必要になります。

よくあるお問い合わせ

Q8 訪問看護・通所リハビリ・訪問リハビリ・短期入所療養介護における、保険医療機関の「みなし指定」事業所も対象となるか。

A8 令和6年4月以降に介護サービスの提供に係る給付実績があり申請日以降も継続する予定である場合は対象となります。

Q9 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームも対象になるか。

A9 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は対象になります。

Q10 地域包括支援センターも対象になるか。

A10 対象になります。

Q11 施設系サービスは導入するメリットがあるのか。

A11 居宅介護支援事業所とのやり取りがなくても、他法人の施設と利用者の情報をやり取りする等などの目的でも活用できると聞いております。

Q12 特別養護老人ホームのユニット型と従来型施設はそれぞれ申請できるか。

Q12 事業所番号が異なればそれぞれ申請可能です。

Q13 令和6年10月以降に開設した事業所も対象になるか。

A13 対象となります。

Q14 業務改善、介護ロボット・ICTに関する相談がしたい。

A14 千葉県介護業務効率アップセンターが設置されております。

千葉県介護業務効率アップセンターは、千葉県が設置する介護生産性向上総合相談センターです。介護事業所の皆さんの業務改善における悩み事の相談や、現場職員の方々の負担軽減、業務効率アップを目的とする介護ロボット・ICT 機器の導入等をサポートするワンストップ窓口です。ぜひご活用ください。

URL : <https://chiba-kaigocenter.com/>

TEL : 043-216-2011

Q15 居宅介護支援事業所で、サービス事業者に対し利用者の同意欄に記載のあるケアプランを交付している。ケアプランデータ連携システムを利用する場合、同意欄は不要なのか。

A15 介護保険最新情報 Vol.1177 の Q17 にも記載の通り、居宅介護支援事業所に保管するものは利用者の署名等が必要ですが、サービス事業所に交付するケアプランに同意欄の記載は不要となっております。